

第5章 その他の資料編

(1) 岩美町地域福祉計画の概要等

基本理念

みんなが安心して 健やかに暮らせるまち

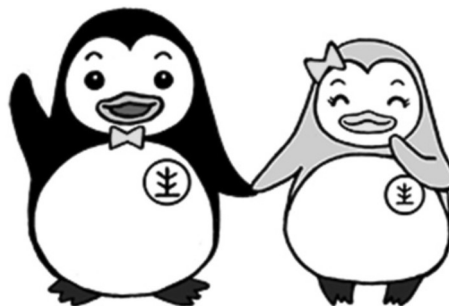
前期の第4期計画では、上位計画である第10次岩美町総合計画の5つの目標のうち「みんなで支え合い健康で安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域住民等との協働による地域福祉の推進に努めてまいりました。国においては、令和3年4月に社会福祉法の一部を改正し、包括的な支援体制の整備については努力義務のままで、地域の実情に応じた施策の積極的な実施が求められ、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号「包括的な支援体制の整備に関する事項」を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」に改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村は当該事項を計画の中に盛り込むこととしました。

これらを踏まえ、本計画において、第4期計画を継承し更に発展するため、第11次岩美町総合計画の5つの基本目標の1つである「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指します。

また、本計画を再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に努めます。

【岩美町における再犯防止の取組】

- ①広報・啓発活動の推進
- ②保護司会・更正保護女性会及びBBS会の活動支援
- ③保健・医療・福祉サービスの利用促進
- ④就学や就労に向けた相談・支援
- ⑤居住等の確保支援



更正保護マスコットキャラクター

基本目標

- 基本目標 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 基本目標 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 基本目標 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 基本目標 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、3年目（令和9年度）に点検を行います。また、他計画との調整等が必要であれば、計画を見直します。

重点項目

本計画は第11次岩美町総合計画における「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」の実現に向け、各個別計画として策定されている「岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「岩美町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「岩美町こども・若者未来計画」の上位計画となっています。これら個別計画と連携及び整合性を図りながら、個別計画に基づく福祉関係の施策を横断的に繋ぎ、展開するための基盤づくりを目指します。

そこで、本計画で取り組む項目および地域福祉計画と連携・整合している各個別計画より今後5年間で特に重点的に取り組むべき項目を定めます。

- 重点項目 1 孤独・孤立の防止
- 重点項目 2 認知症への正しい理解を進める取組と認知症の方への支援体制の推進
- 重点項目 3 障がい児支援の充実
- 重点項目 4 こどもの居場所づくりと生活環境の充実

計画の体系

基本 理念	基 本 目 標	取 組 項 目
あ な て 健 な 暮 ら	【基本目標1】 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
		2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
		3. 制度の狭間の課題への対応の在り方
		4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
		5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
		6. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
		7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
		8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
		9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
		10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
		11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
		12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
		13. 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
		14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
		15. 全庁的な体制整備

あ い う え お か き く け こ さ し す せ そ た ち つ て と な に ぬ ね の は ひ ふ へ ほ ま み む め も や ゆ よ ら り る れ ろ わ を ん	【基本目標2】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
		2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
		3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
		4. 利用者の権利擁護
		5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
	【基本目標3】 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働
	【基本目標4】 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	1. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
		2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
		3. 地域福祉を推進する人材の養成
	【基本目標5】 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	1. 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
		2. 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
		3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

地域福祉活動計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条の規定により、同条に定められた事項を一体的に定めるよう努めることとされています。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が中心となり策定するもので、地域住民や地域福祉団体等が実践する地域福祉活動のあり方を定める計画です。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画とは理念や考え方などが重なり、相互に連携することが必要です。

※社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 各地区の課題及び第3次地域福祉活動計画におけるヒアリング調査の概要と達成度自己評価取りまとめ一覧等

地区別福祉座談会での意見から推測される各地区の課題 (令和5年度地区別福祉座談会より)

(東地区)

- 集まる機会が減ってきた
- 食事ボランティアの会員の高齢化
- 日常の買い物の不便さ
- 除雪対策
- 個人のプライバシー
- 歩行困難な方のゴミ出し

(浦富地区)

- ごみの出し方
- 除雪(若い人がいない、自治会未加入者)
- 自治会活動に消極的
- 子どもの遊び場が少ない
- 個人情報の取り扱い
- 地域とのかかわり・関係性が薄くなっている

(田後地区)

- 若者が少ない
- 買い物、病院への交通手段
- 一人暮らしの高齢者のゴミ出し
- 初期の認知症への対応
- 除雪問題
- 空き家の管理
- 道路事情が悪く、駐車場がない

(網代地区)

- 空家の老朽化等
- 災害時の避難経路問題
- マナーが悪い(猫を遺棄)
- 男性のサロン参加が少ない
- 高齢者のゴミ出し
- 交通手段の不便さ(買い物、通院)

(大岩地区)

- 空き家の増加
- 個人情報
- 世代間交流の場が少ない
- 除雪問題(高齢者世帯)
- 近所同士の話す機会が少なくなってきた
- 高齢者の交通手段
- 高齢者への情報伝達方法

(本庄地区)

- 災害時の対応
- 高齢化への不安
- 地域活動への参加者の減少
- 地域のつながりの希薄化

(小田地区)

- 生活道路の除雪が行き届かない
- 個人情報の取り扱い
- サロン会員の減少
- 異なる世代間交流の減少
- 若者がいない

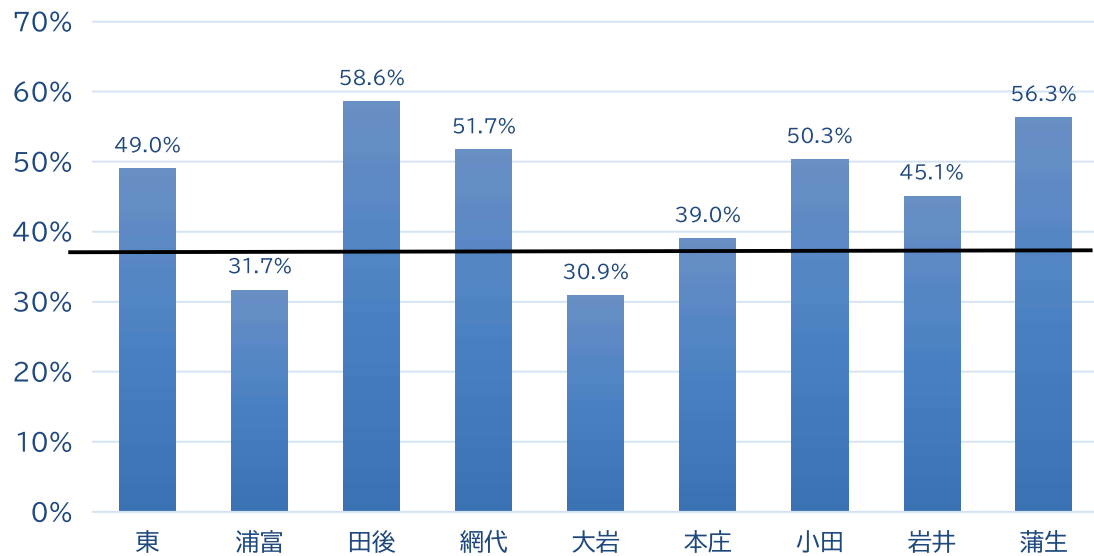
(岩井地区)

- 交通手段の不便さ(買い物、通院)
- 災害時の避難体制がなかなか進まない
- ゴミだしのマナーが悪い
- 除雪問題
- 空家が増えた

(蒲生地区)

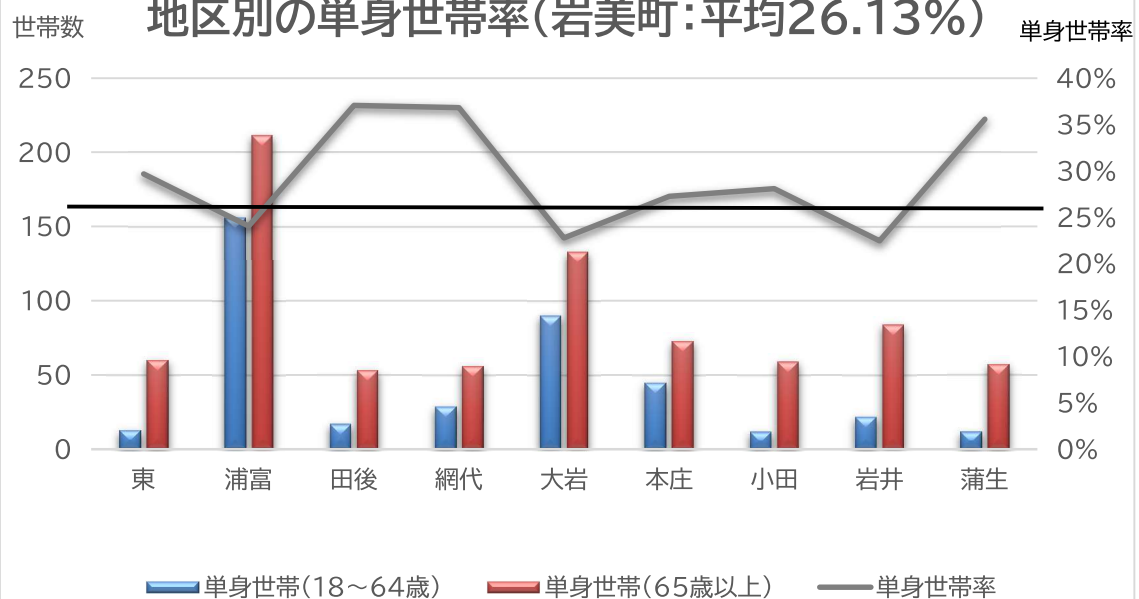
- 一人暮らし高齢者の雪かき
- 高齢者世帯の雪かき
- 高齢化による支えあい機能の低下
- 高齢者の買い物、通院の不便さ
- 高齢者のゴミだし
- 高齢化の進行

地区別の高齢化率(岩美町:平均38.3%)



(資料:岩美町 R6.8月末現在)

地区別の単身世帯率(岩美町:平均26.13%)



単身世帯	東	浦富	田後	網代	大岩	本庄	小田	岩井	蒲生
64歳以下	13	156	17	29	90	45	12	22	12
65歳以上	60	211	53	56	133	73	59	84	57
割合(%)	29.67	24.05	37.04	36.8	22.76	27.25	28.06	22.46	35.57

(資料:岩美町 R7.2月末現在)

ヒアリング調査の概要

1)ヒアリング調査目的

地域福祉に関する福祉関係機関・団体等を対象に、第3次活動計画に基づいたそれぞれの団体等での取り組み状況や課題、今後の方向性について直接ご意見を聴取し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した。

2)調査対象機関・団体等

岩美ふれあいのまちづくり推進委員会を構成している機関、団体を中心とした。

3)調査方法

岩美町社協の地域福祉活動計画策定の担当者により、各機関・団体の代表者2名程度(内1名は岩美ふれあいのまちづくり推進委員)に対面にて、事前提出いただいた調査シートをもとに、下記質問事項に対してご回答をいただいた。(1時間程度)

4)調査時期

令和6年11月19日～令和7年1月22日

<ヒアリング質問事項>

1. 現状について

- ①現在の活動について
- ②現在困っていること、今後困りそうなこと

2. 今後の活動について

- ①現在の活動にどんな支援が必要か
- ②今後、こういう人や団体と関わっていきたい
- ③今後要望すること
- ④その他自由な意見

<ヒアリング実施団体一覧>

- (1)民生児童委員協議会 (2)赤十字奉仕団 (3)老人クラブ連合会
- (4)身体障害者福祉協会 (5)心身障がい児(者)育成会 (6)精神障がい者家族会

<回答概要> ※()内の数字は回答いただいた団体数字

1. 現状について

①現在の活動について

- ・地域福祉活動計画に沿った活動を展開している。(1)
- ・近年、地域防災活動へ積極的に参加している。自治会や自主防災会からの声掛けも増えた。(1)(3)
- ・役場総務課に協力してもらいながら災害への備えや対応について考える勉強会を開催している。(2)
- ・避難所などでも役立つリラクゼーションに力を入れている。(2)
- ・楽しく活動している姿をより多くの人に伝えたいため、新聞の投稿コーナーを積極的に利用している。(3)
- ・会員同士協力し、近所の見守り、ゴミ出しを行っている。(3)
- ・鳥取県認知症予防プログラムを推進している。(3)
- ・広報誌を毎年1回全戸配布している。(4)
- ・会員の勧誘に力を入れており、声掛けが効果的である。(4)
- ・各種制度等について毎年学ぶ機会を設けている。(4)
- ・母同士の交流により、横のつながりが増え、楽しく活動している。(5)
- ・一人で抱え込まないよう横のつながりを大切に活動している。(5)(6)
- ・すこやかセンターまつりやフレッシュフェスティバルで活動内容を紹介するなど、広報活動に力を入れている。(5)
- ・民生委員児童委員と年に1回一緒に活動している。(5)
- ・民生委員児童委員と情報共有や意見交換を実施している。(5)
- ・福祉団体に対する各種助成や補助金の手厚く、感謝している。(5)
- ・会員研修会を年2回実施している。(5)
- ・すずらんカフェをかたつむり工房事務室で定期的(2カ月に1回)に開催している。(6)

②現在困っていること、今後困りそうなこと

- ・愛の輪推進員を若い方が受けてくれず、老老での見守りとなっている。(1)
- ・民生委員児童委員のなり手がいない。(1)
- ・高齢化による会員数の減少や役員の担い手不足(2)(4)(6)
- ・SNS が使えない高齢会員も多く、連絡や日程調整が負担(2)
- ・会員減少には「老人」というネーミングにも問題があると考えている。(3)
- ・活動拠点が確保できない。小学校にも空き教室が増えていると聞いているので、その活用も検討している。(3)
- ・活動資金が確保できない。(3)
- ・SNS 等の普及により、同じ立場にある人が気軽につながり、情報共有も行えるため、若い世代の方が入会されない。今後は会の存続が厳しいかもしれない。(5)
- ・学生と交流したいと考えているが、そのきっかけが中々つかめない。こちら側も活動内容等の周知が不十分だと考えている。(5)
- ・公共交通が利用しづらく、大人数での移動が難しいため、バス運行を社協に頼っている。(5)

- ・他の団体と比べ、取り組み内容等がとても遅れていると感じている。(6)

2. 今後の活動について

①現在の活動にどんな支援が必要か

- ・他団体との意見交換や情報共有の場を設けて欲しい。(2)
- ・各単位クラブの活動資金(財源)の確保(3)

②今後、こういう人や団体と関わっていききたいか

- ・学生との交流は民生委員児童委員活動の周知にもつながると考えている。(1)
- ・小学生や中学生とは顔が見える関係性を築きたい。(2)
- ・災害時に連携を取らなければならない機関、団体とは定期的につながっておきたい。(2)
- ・小学生と世代間交流を進めたい。高齢者の生きがいがいづくりにつながり、孤独感の解消にもなると考えている。(3)
- ・他の市町村を参考に、会員のみならず家族も巻き込んで事業を実施したい。(4)
- ・以前は保育園児との交流があり、とても楽しかった。子どもの数も少なくなっている中、小、中、高校生と交流する機会を確保したい。(5)
- ・引き続き行政や社協と連携を取りながら活動したい。(6)

③今後要望すること

- ・福祉サービス利用者の情報共有が遅いため、スムーズになれば良い。(1)
- ・民生委員児童委員のなり手がいないため、まずは協力員制度等の創設をはじめ、なり手の裾野を広げていきたい。(1)
- ・各福祉団体の長と定期的に話ができる関係性を築きたい。(2)
- ・災害時を見据えた模擬訓練や各団体の役割を再確認するような場が欲しい。(2)
- ・公共交通の利便性の向上を含めた移動手段の確保。車イス等の整備。(3)(4)
- ・障がいがある子を一時的に見守るなど、働く親に向けた柔軟な福祉サービスを展開して欲しい。町内では社協がヘルパー事業を実施しているが、時間制限があり、利用が難しい。(5)
- ・気軽に声を掛け合える(助けてが言える)地域になってほしい。(6)
- ・なんでも相談できる窓口や支援策を充実させてほしい。(6)

④その他自由な意見

- ・社協は町内唯一のヘルパー事業所であるため、更なる魅力や付加価値の向上に取り組んで欲しい。(1)
- ・子ども食堂に積極的に参加、協力したい。(3)
- ・時代にあった会員促進チラシの更新(作成)を考えている。(3)
- ・一人暮らし高齢者の増加など、日常生活に不安を感じる世帯が増えている。生活援助型のたすけあい活動は事業の拡大を検討する必要があると考えている。(3)
- ・団体の活動に参加することが唯一の社会参加だと話される方がいる。今後もそのような方の受け皿として機能したい。(4)
- ・令和8年度には中・四国身体障害者福祉大会が鳥取県で開催される。(4)

・子ども食堂については運営側の負担が大きいと思う。町内全区に開設されれば嬉しいが、財源やボランティアの確保が難しい思う。(5)

各機関・団体の代表者2名程度(内1名は岩美ふれあいのまちづくり推進委員)へのヒアリングで出たキーワード

横のつながり

一緒に活動

情報共有

災害への備え

地域防災へ積極的に参加

声掛け

担い手不足

学生と交流、世代間交流

情報不足

活動拠点の確保

意見交換や情報共有の場

話しが出来る関係性

移動手段の確保

何でも相談できる窓口

◎これらのキーワードを図式化

「つながり」を中心に捉えて、「つながり」を具体化していくために必要な「担い手」「情報共有」「活動拠点」「相談できる窓口」「世代間交流」というキーワードを抽出。

